

〈表1〉法第68条の10第1項(型式認定建築物)の建築物

単位(円)

床面積の合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間有の場合	完了のみの場合
100 以下	26,000	27,000	29,000	32,000
100 超～ 200 以下	33,000	30,000	33,000	35,000
200 超～ 500 以下	44,000	38,000	40,000	42,000
500 超～ 1,000 以下	63,000	63,000	69,000	74,000
1,000 超～ 2,000 以下	96,000	126,000	140,000	144,000
2,000 超～ 3,000 以下	180,000	144,000	180,000	186,000
3,000 超～ 4,000 以下	210,000	168,000	198,000	210,000
4,000 超～ 5,000 以下	243,000	186,000	222,000	228,000

※省エネ適合性判定を要するもの(設計住宅性能評価書、長期仕様構造等確認書等を活用する場合も含みます。)は、完了検査手数料に別途建築物省エネルギー適合性判定対象物件の完了検査加算額を加算します。(建設住宅性能評価書を取得するものは除きます。)

〈表2〉法第6条第1項第3号の建築物で構造計算等を行わないもの。

単位(円)

床面積の合計 (㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間有の場合	完了のみの場合
100 以下	26,000	27,000	29,000	32,000
100 超～ 200 以下	35,000	30,000	33,000	35,000

〈表3〉上記以外の建築物

単位(円)

床面積の合計（㎡）	確認申請	中間検査	完了検査		構造別棟で 一棟毎加算額
			中間有の場合	完了のみの場合	
一戸建ての住宅（１階建、２階建）（令 130 条の 3 に規定する兼用住宅を含む）で壁量計算を行うもの					
100 以下	39,000	30,000	30,000	33,000	34,000
100 超～ 200 以下	54,000	35,000	36,000	39,000	34,000
200 超～ 300 以下	64,000	40,000	41,000	43,000	43,000
一戸建ての住宅（１階建、２階建）（令 130 条の 3 に規定する兼用住宅を含む）で許容応力度計算を行うもの					
100 以下	41,000	30,000	30,000	33,000	36,000
100 超～ 200 以下	56,000	35,000	36,000	39,000	36,000
200 超～ 300 以下	67,000	40,000	41,000	43,000	45,000
上記以外					
100 以下	41,000	30,000	30,000	33,000	36,000
100 超～ 200 以下	56,000	35,000	36,000	39,000	36,000
200 超～ 300 以下	67,000	40,000	41,000	43,000	45,000
300 超～ 500 以下	79,000	47,000	47,000	49,000	57,000

500 超～ 1,000 以下	110,000	74,000	80,000	83,000	75,000
1,000 超～ 2,000 以下	147,000	98,000	107,000	113,000	88,000
2,000 超～ 3,000 以下	215,000	135,000	150,000	160,000	100,000
3,000 超～ 4,000 以下	245,000	150,000	170,000	185,000	100,000
4,000 超～ 5,000 以下	285,000	170,000	190,000	200,000	100,000
5,000 超～ 6,000 以下	320,000	190,000	215,000	225,000	125,000
6,000 超～ 7,000 以下	350,000	200,000	240,000	265,000	125,000
7,000 超～ 8,000 以下	400,000	230,000	265,000	290,000	125,000
8,000 超～ 10,000 以下	430,000	250,000	300,000	320,000	125,000
10,000 超～ 15,000 以下	480,000	300,000	350,000	390,000	190,000
15,000 超～ 20,000 以下	530,000	350,000	420,000	450,000	190,000
20,000 超～ 30,000 以下	720,000	500,000	590,000	620,000	190,000
30,000 超～ 50,000 以下	890,000	590,000	670,000	700,000	250,000
50,000 超～ 70,000 以下	1,170,000	700,000	780,000	820,000	380,000
70,000 超～100,000 以下	1,450,000	820,000	900,000	940,000	380,000
100,000 超～200,000 以下	1,950,000	1,040,000	1,140,000	1,200,000	380,000
200,000 超～	2,130,000	1,240,000	1,350,000	1,500,000	380,000

※省エネ適合性判定を要するもの（設計住宅性能評価書、長期仕様構造等確認書等を活用する場合も含まれます。）は、完了検査手数料に別途建築物省エネルギー適合性判定対象物件の完了検査加算額を加算します。（建設住宅性能評価書を取得するものは除きます。）

※確認申請において省エネ仕様基準の審査を受ける場合、一戸建ての住宅は確認申請手数料に 10,000 円を、完了検査手数料に 10,000 円を、一戸建ての住宅以外は確認申請手数料に一住戸あたり 10,000 円を、完了検査手数料に省エネルギー適合性判定対象物件の完了検査加算額をそれぞれ加算します。

〈表 4〉工作物、昇降機等

単位（円）

	確認申請	完了検査
工作物（区分 A）	36,000	36,000
工作物（区分 A 以外）	60,000	60,000
昇降機（一般）	30,000	36,000
昇降機（型式部材等製造者認証）	22,000	30,000
小荷物専用昇降機	22,000	30,000

（区分 A：第一号煙突 10m 以下、第二号 RC 柱 20m 以下、第三号広告塔 8m 以下、第四号高架水槽 10m 以下、第五号擁壁 4m 以下とします。）

（確認、検査手数料算定上の扱いについて）

- ① FD 申請の場合は確認申請手数料より 2,000 円の減額となります。
- ② 確認申請時に完了検査までの手数料を同時に申込される場合、中間検査及び完了検査の手数料が床面積 500 ㎡までは 1,000 円、2,000 ㎡までは 2,000 円、10,000 ㎡までは 5,000 円、10,000 ㎡超は 10,000 円の減額となります。（工作物、昇降機の場合は適用がありません。）
（同時申込みにおける検査手数料の返還につきましては、工事取止届をご提出して頂いた場合のみとさせていただきます。）
- ③ 同一団地内で同時に 5 件以上の検査を行う場合 1 件あたり 1,000 円の減額となります。
- ④ 当機関にて確認した物件の計画変更の場合 1 回目は確認申請手数料の 1/2、2 回目以降は 1/4 とします。（但し、FD 申請による減額はありません。）他機関にて確認した物件の計画変更の場合は各表の確認申請手数料となります。
- ⑤ 用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は、申請床面積が手数料の対象面積となります。（但し、FD 申請による減額はありません。）
- ⑥ 同一棟増築の場合は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の 1/2 を加算した面積が手数料の対象面積となります。
- ⑦ 工作物等の確認及び検査の手数料は原則、各基毎の手数料とします。
- ⑧ 構造計算適合性判定を要するものは、上記の確認申請手数料の額に、構造別棟 1 棟につき下記の表の額を加算する。（構造計算適合性判定を要する計画変更の場合も同額を加算します。）

＜表＞構造計算適合性判定加算額

単位（円）

床面積の合計	構造計算適合性判定加算額
200㎡以内のもの	30,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	50,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	60,000円
2,000㎡を超えるもの	90,000円

- ⑨ 構造別棟で複数棟の場合の確認手数料は、確認申請欄＋＜表 3＞の構造別棟で一棟毎加算額欄（2棟の場合、床面積の小さい棟）の合計となります。
- ⑩ 構造計算ルート 2 の審査を要する物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に構造別棟 1 棟毎に下記表の額を加算したものとします。（構造計算ルート 2 の審査を要する計画変更は、下記の表の 1/2 の額を加算します。）

＜表＞構造計算ルート 2 審査加算額

単位（円）

床面積の合計	ルート 2 審査加算額
200㎡以内のもの	90,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	110,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	140,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	160,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	180,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	240,000円
50,000㎡を超えるもの	360,000円

- ⑪ 直前の確認済証、又は直前の中間検査合格証を他機関からうけた物件の検査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の検査手数料に検査手数料の 30% の額を加算したものとします。
- ⑫ 天空率（道路・隣地・北側）の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に一戸建ての住宅（併用住宅を含む）の場合は 7,000 円を、それ以外は 12,000 円を加算したものとします。（種別毎の加算となります。）
- ⑬ 避難安全検証法（大臣認定を除く）の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ⑭ 当機関で検査を行ったもので、再検査を行う場合、検査手数料の 1/2 の金額となります。
- ⑮ 中間検査対象面積は、特定工程までの全ての面積の合計となります。
- ⑯ 工区分けて中間検査を行う場合は、工区毎に中間検査申請及び申請手数料が必要となります。但し、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- ⑰ 遠隔地の検査手数料については、＜表 1＞～＜表 4＞の検査手数料に「確認検査業務出張費規定・地域一覧表」の出張費を加算したものとします。（各検査申請毎に加算となります。）
- ⑱ 当機関で確認済証の交付を受けた建築物の仮使用認定申請手数料は、仮使用する部分の面積に応じ、＜表 3＞の確認申請欄の額に、＜表 3＞の完了検査欄（中間・完了のみの区分は、当該案件の完了検査時に適用される区分とします。）の額を加算したものとします。（申請地が遠隔地になる場合は、「確認検査業務出張費規定・地域一覧表」の出張費を加算するものとします。）
- ⑲ 直前の確認済証、又は直前の中間検査合格証を他機関からうけた物件の仮使用認定申請手数料は、当機関で確認済証の交付を受けた建築物として算定した仮使用認定申請手数料に 30% の額を加算したものとします。
- ⑳ 仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料算定時の対象面積は、当該建築物の延べ面積から仮使用部分の面積を差し引いた面積とします。
- ㉑ 当機関で仮使用認定取得後、計画の変更等により、再度仮使用認定申請を行う場合は、仮使用認定部分の区画（敷地内通路を含む）の位置、大きさ、形状等に変更が無く、区画内部での変更のみであるもの限り、手数料は、当初手数料の 1/2 の金額とします。
- ㉒ 当機関で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に下記表の額を加算したものとします。又、当機関以外で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査は、下記表の額に加え、当機関の省エネ適合性判定料金（税抜額）を加算します。

＜表＞建築物省エネルギー適合性判定対象物件の完了検査加算額 単位（円）

床面積の合計	完了検査加算額
100 ㎡以内	18,000 円
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	20,000 円

200 ㎡を超え、500 ㎡以内	30,000 円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内	40,000 円
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内	50,000 円
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内	60,000 円
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	75,000 円
5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	80,000 円
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの	120,000 円
20,000 ㎡を超え、40,000 ㎡以内のもの	140,000 円
40,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	170,000 円
50,000 ㎡を超えるもの	別途協議

- ㉔ バリアフリー法、福祉のまちづくり条例の審査を要する物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に、下記表の額を加算したものとします。

＜表＞バリアフリー法、福祉のまちづくり条例審査加算額 単位（円）

床面積の合計	バリアフリー法、福祉のまちづくり 条例審査加算額
500 ㎡以内	15,000 円
500 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	25,000 円
2,000 ㎡を超えるもの	40,000 円

- ㉔ 床面積の合計が 500 ㎡を超える建築物の軽微変更届（検査申請時に行われるものも含む）の審査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の確認審査手数料の 10% の額とします。（届出の都度、手数料が発生します。）
- ㉕ 完了検査において、追加説明書の提出を要したものの手数料は、計画変更確認申請に準じた扱いとします。（再度検査を要するものの検査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の額とする。）
- ㉖ 同一棟増築において、既存部分の構造審査（耐震診断を含む）を要するものは、＜表 1＞～＜表 3＞の額に、既存部分の構造計算対象となる床面積に応じ＜表 3＞の構造別棟一棟毎加算額を加算します。
- ㉗ 別願申請を行わない昇降機（小荷物専用昇降機（フロアタイプ、テーブルタイプを問わず）を含む）設置を含む建築物は、完了検査手数料に 20,000 円を加算します。
- ㉘ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の確認申請手数料には、構造別棟毎に 40,000 円を加算します。
- ㉙ 検査予定当日に検査をキャンセル又は変更された場合の検査手数料は、＜表 1＞～＜表 4＞の手数料に 50% の額を加算します。
- ㉚ 昇降機の確認申請において、構造躯体の変更等による構造審査を要するものは、確認申請手数料の額に 40,000 円を加算します。
- ㉛ 耐火性能・防火区画検証法（大臣認定を除く）の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ㉜ 延焼防止建築物等（令 136 条の 2 第一号口、第二号口）の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ㉝ 特定天井等の審査が必要な物件の確認申請手数料は、＜表 1＞～＜表 3＞の手数料に 20% の額を加算したものとします。
- ㉞ 通常火災終了時間に基づく設計法の審査が必要な物件の確認申請手数料は、表 1～表 3 の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ㉟ 特定避難時間に基づく設計法の審査が必要な物件の確認申請手数料は、表 1～表 3 の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ㊱ 限界耐力計算法の審査が必要な物件の確認申請手数料は、表 1～表 3 の手数料に 40% の額を加算したものとします。
- ㊲ 確認申請において、省エネ仕様基準の審査を受ける場合は、確認申請手数料に一住戸あたり 10,000 円を、完了検査手数料に一住戸あたり 10,000 円を加算するものとします。
- ㊳ 令和 7 年 3 月末日までに確認済証の交付を受け、着工が令和 7 年 4 月 1 日以降となるものの扱いについては以下ようになります。
- ・検査料金は、改訂後の検査料金となります。（完了検査時における省エネ基準（仕様基準、性能基準共）の加算額も加算します。）
 - ・当初確認申請において検査同時申込された場合の検査手数料は、改訂前後の検査手数料（検査同時申込適用）差額分を加算します。
 - ・旧 4 号建築物から新 2 号建築物に移行するものについては、中間検査手数料（中間検査がない場合は完了検査手数料）に、当初確認申請手数料と改訂後の確認申請手数料の差額、及び省エネ基準を仕様基準とするものは、10,000 円を加算するものとします。
- ㊴ 電子申請において、消防同意手続き時に紙媒体への出力を要する場合の印刷代金は別途見積もりとします。（但し、申請者が準備した場合は除きます。）
- ㊵ 消防同意において、再同意が必要となる場合の送付代金は 2,000 円となります。

- ④ 手数料の算定において、本規定によることができない場合は別途見積もりとします。